

テーマ

個人情報漏洩・紛失・盗難の未然防止

事例 2

B教諭は同じ学年を担当する同僚5名と、学年末に慰労会を行った。最初は学校とは関係のない自分たちの趣味の話をしていましたが、少しずつ酔いが回り、学年の生徒の話題になった。その中で、生徒の実名を挙げ、今学期の成績や保護者面談での内容などを、大きな声で話していたところ、隣の座敷に学校の保護者が数人おり、話を全て聞いていた。

次の日、その保護者達は個人情報を漏らしたと、学校に苦情を申し入れた。

◆ この事例で、問題となるポイントは何であると考えますか。

◆ 同僚や保護者と話をする際、個人情報の観点から気を付けるべき点は何ですか。

参 考 資 料

1 「教職員の懲戒処分の指針」(平成18年12月27日 令和3年3月5日一部改正 茨城県教育委員会)より

【第2 照準例 1 一般服務関係】

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職または停職とする。

イ 職務上知ることのできた個人の秘密に属する情報を漏らした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を行ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 個人情報の紛失、盗難

児童生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により紛失し、又は盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。